


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰		
件名	専決処分の承認について（東大和市税条例の一部を改正する条例）				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	市民部 納税課			
<p>1. 要 旨</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付で専決処分により改正した「東大和市税条例の一部を改正する条例」を同条第3項の規定により、平成29年第2回市議会定例会に報告し、承認を求める。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 軽自動車税のグリーン化特例について、軽減対象の重点化を行った上で、適用期間を2年延長する。</p> <p>② 自動車製作者等の不正行為に起因し、軽自動車税に納付不足額が発生した場合における賦課徴収の特例を設ける。</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>①については、燃費性能等の優れた軽自動車の取得を促進させる効果がある。</p> <p>②については、適正な財源の確保に繋がる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 平成29年3月21日 平成29年第1回市議会定例会終了後に、市長より議会に対して専決処分をする旨の説明を行った。</p> <p>(2) 平成29年3月31日 地方税法の一部を改正する法律公布、持ち回り庁議にて条例改正審議済み、条例改正の専決処分、改正条例公布</p> <p>※文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに第2回市議会定例会の議案とするための事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。